

## 自治会要望提出における留意事項について

自治会要望の提出にあたりましては、次の事項を参考にしてください。

### 街づくり推進課 ☎84-0321 (直通)

#### ○道路の改良について

- (1) 道路の舗装を要望する場合は、原則4.0m以上の道路の幅がある場合で、道路の種類は公道に限ります。(道路幅が4.0m未満の道路や私道は対象となりません。)
- (2) 道路の幅を拡げる要望をする場合は、地域にて近隣の住民や該当の土地所有者等と調整のうえ、同意をいただってください。同意ができたうえで、拡げる道路の幅が4.0m以上確保できたものについて、道路改良の要望を町の総合計画等に位置づけ、計画的に対応することとなります。

#### ○水路の改良等について

- (1) 水路の蓋掛け(暗渠化)等は、個人宅利用の目的では対応できません。
- (2) 転落防止柵は、道路と河川との高低差が1.0m以下の場所には設置できません。
- (3) 水路や道路側溝に堆積した土砂は、人力での作業が難しい箇所について対応を検討します。
- (4) 水路の草刈りや清掃は、水路利用者(耕作者)が不明の箇所について、町で対応を検討します。

### 防災安全課 ☎84-0326 (直通)

#### ○防犯灯(町が設置するLEDタイプのもの)の設置について

防犯灯は、原則として東京電力柱のある場所、又は独立用の支柱を設置できる公有地がある場所で、次のうち2つ以上に該当する場合に設置します。

ただし、私道や行き止まりの通路に設置する場合は、設置により利便を受ける戸数がおおよそ5戸以上ある場合とします。

- (1) 設置要望場所に最も近い既存の防犯灯から、おおよそ30m以上の距離があること。
- (2) 学校の通学路上で、交通事故防止及び防犯上必要と認められる場所
- (3) 犯罪多発地域等で、住民の安全のため必要と認められる場所
- (4) 人通りのある場所で、夜間に暗闇となってしまう場所

なお、防犯灯の新設や移設等の設置場所については、地域にて近隣住民や土地所有者等と調整のうえ、同意が得られたものについてのみ、要望として提出ください。

特に要望する設置場所が、個人等が所有する土地の場合には、「防犯灯土地利用承諾書」を添えて、要望を提出してください。

#### ○道路反射鏡(カーブミラー)の設置について

道路反射鏡(カーブミラー)は、車両等の通行に十分な道路の幅が確保されていて、設置により通行に支障が生じない場所で、次のいずれかに該当する場合に設置するものとします。

ただし、私道や行き止まりの通路から公道に連絡されている交差点等に設置する場合は、私道を生活道路として使用する戸数がおおよそ5戸以上あることとします。

(1) 一時停止をしても安全を確認することができない場所で、建物等によって視界を妨げられているために、交通事故が発生するおそれがある公道の交差点等であること。

(2) 中央線がない公道を通行する場合に、見通しが悪いカーブ地点であること。

なお、道路反射鏡(カーブミラー)の新設や移設等の設置場所は、地域にて近隣住民や土地所有者等との調整のうえ、同意が得られたものについてのみ、要望として提出ください。特に要望する設置場所が、個人等が所有する土地の場合には、「道路反射鏡土地利用承諾書」を添えて、要望を提出してください。

#### **環境上下水道課** ☎84-0314 (直通)

##### ○ごみ置場の設置について

(1) ごみ置場に関する事項については、環境美化推進協議会で協議するため、自治会要望の対象外です。場外に設置する場合は、協議会の承認が必要。

#### **企画政策課** ☎84-0315 (直通)

##### ○その他

(1) 地域集会施設の修繕につきましては、「開成町地域集会施設の管理に関する協定書」第6条のとおり、修繕経費が50,000円に満たないものは自治会での対応となります。修繕の見積額が50,000円を超えるものについてのみ、自治会要望として提出してください。

(2) その他、ご不明・疑問な点等がありましたら、企画政策課(協働推進担当)に連絡を頂くか、直接担当課へご相談ください。



# 回 覧

## 開成町に対する自治会要望処理要領

### 1 目 的

町内自治会の町に対する要望事項（以下「自治会要望」）を一括して集約し、次年度の予算編成に反映させ、もって住民生活の向上に資することを目的とする。

### 2 要望書の提出

町の公平・公正性を保つため、自治会要望を年1回集約することとし、各自治会長は、自治会要望を取りまとめ、次年度予算編成前の9月末までに要望書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

### 3 要望内容

自治会要望の内容は、各自治会の住民の生活環境(ごみ置場・カーブミラー・道路・水路等)、防犯（防犯灯等）、福祉の向上等に関するもののうち各自治会の住民の共通課題かつ合意が得られたものとし、個人的な要望は除くものとする。ただし、自治会長が緊急を要すると判断したものについては、随時、各所管課に要望し、協議するものとする。

### 4 要望書の受理及び回付

要望書は、企画政策課協働推進担当において受理し、各要望事項を所管する各課へ回付し、実施の可否等の検討を所管課がするものとする。

### 5 所管課における処理

- (1) 所管課は、自治会要望が回付された後、速やかに内容を精査し、現地調査、住民または関係機関と協議する等、適切な調査を実施するものとする。
- (2) 自治会要望の内容が他の機関に属する内容のものについては、関係する課において各機関へ照会するものとする。
- (3) 各所管課で検討された結果は、実施の可否、実施時期、実施できない理由を添えて、回答書により企画政策課協働推進担当へ報告するものとする。

### 6 各自治会への回答

企画政策課協働推進担当で所管課の検討結果をとりまとめ、当該年度末までに各自治会へ回答するものとする。

# 回 覧

下島自治会 [東・西・南] 地区

↓それぞれ点付けて提出下さい。  
(要望がない場合でも提出)

要望事項は特にありません。

[ 1 組 ] 組長名 [ 下島太郎 ]

要望事項を下記要望書に記載します。

## 令和4年度向け 自治会要望書

・該当箇所に○を付けてください

【 カーブミラー ・ 防犯灯 ・ ごみ置場 ・ 道路改良 ・ 水路改良 ・ その他 】

1. 要望・概要内容(詳細) 記載例: 延沢〇〇番地〇〇さん宅前道路・ 町道〇号線東側水路・

※要望・概要は複数の場合、番号付けて下さい。(要望場所略地図も同じ番号で)

① 夜間 他にも暗がりとなり、  
灯りがほしい。

記入例

② 道路(町道)の舗装が凹凸あり、歩行の妨げのため  
修復をお願いしたい。

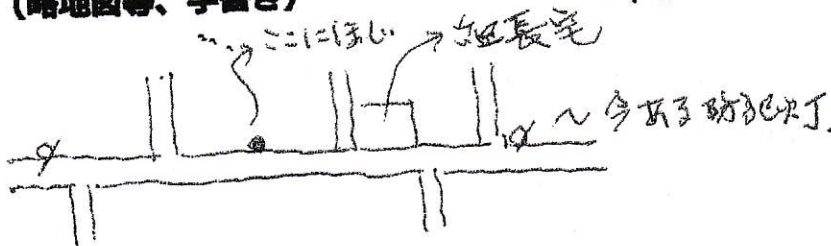
2. 要望場所記入(詳細に・別添地図可)

※要望箇所が民地の場合の事前確認  
土地所有者は工事等の承諾をしていますか   
土地利用承諾済の場合右欄に☑ →

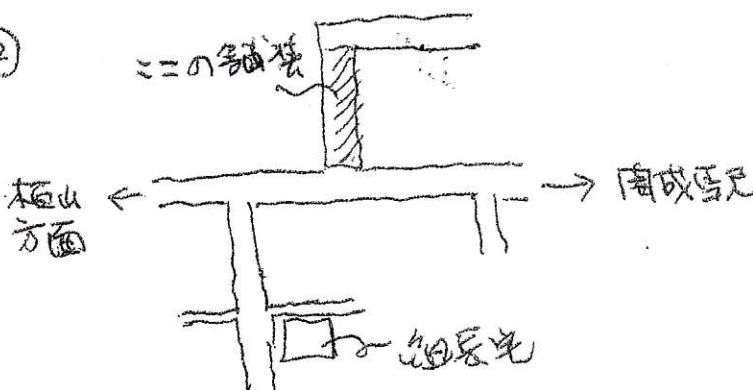
※要望場所(略地図等、手書き)

↑この欄は、自治会で記入します。

①



②



← 何の目印にする  
もの記入下さい。

※提出された要望事項は、自治会で精査して町へまとめて提出します。



各組長:8/24⇒地区副会長:8/31⇒自治会長 ⇒(町提出締め切り:9/21まで)

(地区名・組名) 南 地区 11 組

□要望がない場合でも『なし』で提出下さい。

(組長名) 藤田善一

### 令和5年度向け 自治会要望書

・該当箇所に○を付けてください

【 カーブミラー ・ 防犯灯 ・ 道路改良 ・ 水路改良 ・ その他 】

1. 要望・概要内容(詳細) 記載例:延沢○○番地○○さん宅前道路・・ 町道○号線東側水路・・


2. 要望場所記入(詳細に・別添地図可)

※要望箇所が民地の場合の事前確認  
 土地所有者は工事等の承諾をしていますか   
 土地利用承諾済の場合右欄に☑ →

<input type="checkbox"/> 自治会要望	<input type="checkbox"/> 情報提供